

## 第1章 計画の概要

---

1. 計画策定の趣旨
2. 法令の根拠
3. 計画の性格と計画の期間
4. 計画の策定体制
5. 基本指針の見直しについて

## 1. 計画策定の趣旨

本市の障害者施策については、現障害者計画・障害福祉計画の「障害のあるひと、ないひと、みんなでつくる、福祉のまち いわぬま」を基本理念として、「地域で支えあい、自立して暮らせるまち」、「ともに学びあい、個性や能力が輝くまち」、「健やかで、こころ豊かに生きるまち」の3つの視点により、総合的に施策を推進しています。それぞれの計画は、平成29年度までを期間とするものであり、両計画の終了を迎えることから、この度、平成30年度からの新たな計画を策定するものです。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）では、障害を理由とする差別について、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の二つに分けて整理し、差別行為を禁止しています。また、平成30年4月から施行される改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、新たなサービスの創設と障害児福祉計画の策定が加わり、地域での生活の維持と継続を進めていくための環境整備が進められています。

本市における平成30年度からの新たな計画の策定にあっては、国の障害者基本計画及び宮城県の「みやぎ障害者プラン」を基本とするとともに、今後、見込まれる制度改正等の状況変化に、計画期間中にも必要に応じて計画の見直しを行うこと等、的確に対応できるものとしします。


また、震災復興の取り組みとの整合性を図りながら、本市の障害者施策を計画的に推進するため、障害者施策の基本方針と施策展開の方向を明らかにします。

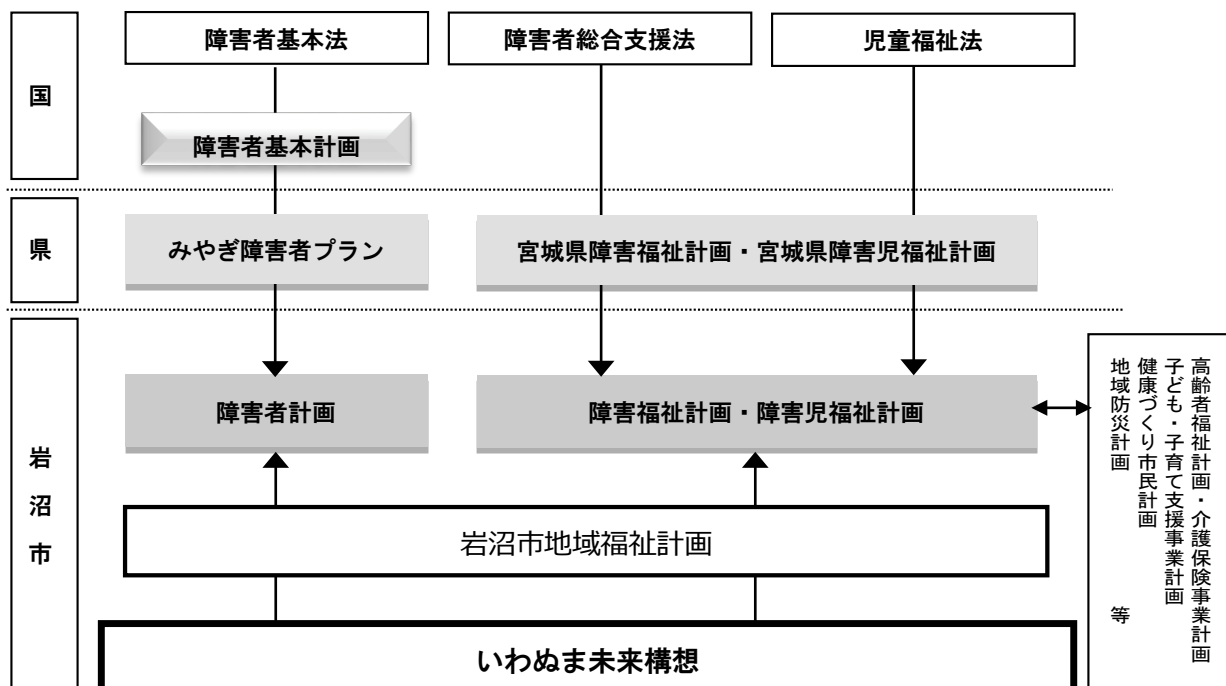
## 2. 法令の根拠

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に定められている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定められている「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。

このため、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関する部分の障害福祉サービス等に関する実施計画としての位置づけとなります。

## 3. 計画の性格と計画の期間

本計画は、本市の最上位計画である“いわぬま未来構想”における将来都市像「があふれる“健幸”先進都市 いわぬま」及び本市の保健・福祉分野における総合計画である“岩沼市地域福祉計画”の基本理念である「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を目指す個別計画として、障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定するものです。



計画期間は、中期的な指針となる第3期障害者計画が平成30～平成35年度の6年間、サービスの事業計画となる第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画が平成30～32年度の3年間となります。

①岩沼市障害者計画

障害者基本法に基づく中・長期の計画

・・・平成30年度～平成35年度（6年間）

②岩沼市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づく3年の計画

・・・平成30年度～平成32年度（3年間）

③岩沼市障害児福祉計画

児童福祉法に基づく3年の計画

・・・平成30年度～平成32年度（3年間）

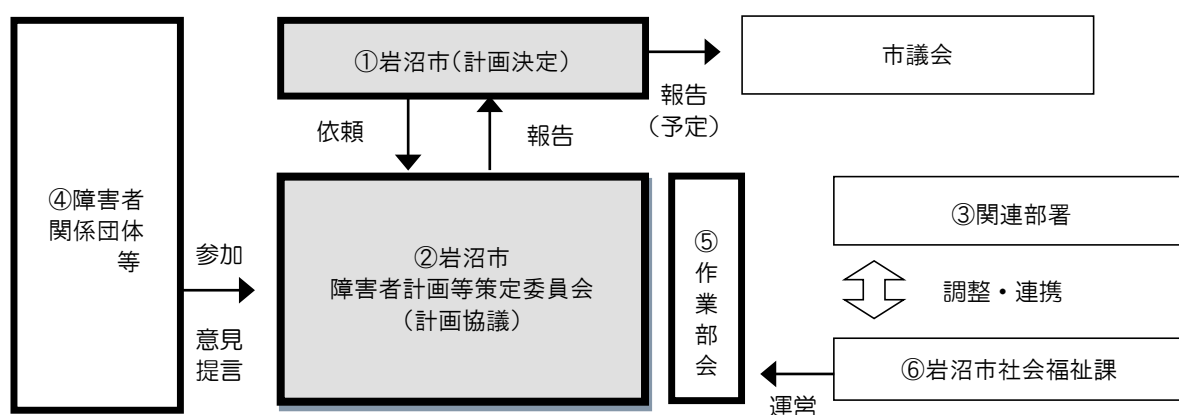
【計画の期間】

	平成 30年 度	平成 31年 度	平成 32年 度	平成 33年 度	平成 34年 度	平成 35年 度	平成 36年 度
障害者計画 (6年間)	第3期						
障害福祉計画 (3年間)	第5期			第6期			
障害児福祉計画 (3年間)	第1期			第2期			
総合計画 (10年間)	いわぬま未来構想 (H26年度～35年度)						
地域福祉計画 (10年間)	岩沼市地域福祉計画 (H27年度～36年度)						

## 4. 計画の策定体制

市民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、サービス利用者等で構成する「岩沼市障害者計画等策定委員会」を設置し、岩沼市障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）に関して審議し、計画策定を行いました。

なお、本計画は、「岩沼市障害者計画等策定委員会」において計画案を審議するとともに、障害福祉サービス利用者等を対象に障害者福祉についての意識調査、関係団体等のヒアリングの結果を踏まえ、計画策定にその結果を反映したものです。また、計画素案に対するパブリックコメントを実施し、県との調整を図りながら策定しました。



(参考：アンケート調査について)

- 調査目的

障害者基本法の基本理念に即し、障害者総合支援法に基づく岩沼市障害福祉計画と一体の岩沼市障害者計画の策定を行うため、障害のある人の生活全般にかかわる実態や障害者の福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握するとともに、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データとするため、アンケート調査を実施しました。

- 調査名 福祉に関するアンケート調査
- 調査期間 平成29年4月
- 調査方法 郵送によるアンケート調査

## ●回収結果

調査対象	配布数	回収数 <sup>※2</sup>	回収率
身体障害者手帳保持者	445 票	260 票	58.4%
療育手帳保持者	105 票	56 票	53.3%
精神障害者福祉手帳保持者	100 票	50 票	50.0%
自立支援医療(精神通院)受給者	100 票	87 票	87.0%
特定疾患医療受給者(難病)	100 票	83 票	83.0%
小児慢性特定疾病医療受給者	30 票	13 票	43.3%
手帳なし児 <sup>※1</sup>	20 票	8 票	40.0%
全体	900 票	424 票 <sup>※3</sup>	47.1%

※1:手帳を持たず、医師の診断書等だけでサービスを受けている18歳未満の方

※2:各障害は本アンケートでの当該障害の選択回答者数、全体は回収数

※3:手帳の複数所持があるため各手帳等の回収数の合計にはならない

## ●調査主体 岩沼市健康福祉部社会福祉課

## 5. 基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障害福祉計画は、現行の第4期計画の計画期間が平成29年度末までであること、また、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村において障害児福祉計画を定めるものとされたことから、平成30年度を初年度とする第5期計画の作成に係る基本指針の見直しについて、国では、平成28年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、平成29年1月6日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されました。

## 基本指針の見直しの主なポイント

## 【地域における生活の維持及び継続の推進】

地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層進めること及び、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめを踏まえ、基幹相談支援センターの設置促進に向け、都道府県において基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、積極的な働きかけを行う。

**【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】**

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

**【就労定着に向けた支援】**

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

**【障害児のサービス提供体制の計画的な構築】**

平成 28 年5 月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し障害児福祉計画の作成を義務付けられることとなったため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。また、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等を行う。

**【地域共生社会の実現に向けた取り組み】**

すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進する。

**【発達障害者支援の一層の充実】**

地域の実情に応じた発達障害者支援の体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置が重要である。可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮を行う。

